

## 宋齊時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制

野田, 俊昭  
久留米大学

<https://doi.org/10.15017/25776>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 25, pp.79-99, 1997-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 宋齊時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制

野田俊昭

## はじめに

南朝は一面、家格がひとつの柱となつて歴史が形成され、推移した時代であるといつても過言ではなからう。この家格ということについて、起家の制の重要性を指摘し、それが貴族の家格の高下を現実に規定することを論証して後世の研究に大きな影響を与えたのが、周知のように宮崎市定氏であつた。のちにこれをうけた越智重明氏は所謂「族門制」を提唱し、起家の制と家格との関連をより整然な形に整理した。

「族門制」とは、魏末における州大中正の制の創設を契機として、その運営の間にはほ西晋の末頃までに形をととのえたもので、甲族をその頂点として、以下次門、後門、三五門と続く家格の制度的ヒエラルキーのことである。小論と直接関連する範囲でその概要を示すと、大要以下のようなものにならう。

梁初までのものについてやや図式的にいうと、甲族は郷品一、二品をもち員外散騎侍郎・秘書郎・著作佐郎・公府の掾属などに起家し、次門は郷品三、四、五品をもち、奉朝請・太学博士・王国(左・右)常侍・王国侍郎などに起家し、後門は郷品六、七、八、九品をもち流外の官に起家する。三五門は通常官界とは無縁の存在である。甲族、次門、後門の間には起家のみならず、そのちに歩む官途についても差異が設けられていた。甲族は(起家の官も含めて)一連の清官と目される官につくべきであり、次門以下は(起家の官も含めて)それ以外の官につくべきものであつた(以下これを濁官という)。また、次門は第五品官をその極官とし、後門は二品勲位と称されるものを極官とすべきであつた。(二品勲位は旧の七品官に相当る)梁の天監七年(五〇八)を頂点として断行された一連の官制改革(以下「改革」という)以降にあつては、やや

様相を異にし、以降官人たるべきものは原則として甲族と次門とに限られることとなった。ただし、官に清濁の別のあること、次門に極官があることは旧来と同様であった。次門は依然として濁官につくべきであったし、「改革」以降に施行された流内一八班制において、その流内一班に位置する官を極官とすべきであった。甲族は上級士人に、次門は下級士人にほぼ相当する。後門以下は庶民である。<sup>2)</sup>

当該期の官制理解のみならず南朝貴族制理解にも大きく貢献する研究といえよう。

このうち、起家官と家格との関連について、さらに詳細に検討を加えたのが中村圭爾氏である。

中村氏の高論には越智氏が甲族が郷品一、二品をもつもの、次門が郷品三、四、五品をもつものとするのに対して、甲族、次門ともにそのもつ郷品が一、二品であるとする<sup>3)</sup>こと、家格の維持に（三品以上の）父官による陰が大きく作用していたとすることなど、今後ともに検討を要すべき重要な指摘がなされているが、その他、起家官と家格との関連についても言及がある。すなわち、宋斉時代にあつては、上述した起家官のほかに公府や二・三品の將軍府の参軍に起家する事例が多数にのぼる。旧来こうした参軍への起家と家格との関連については曖昧なままに残されてきたようであるが、中村氏はこの点にも考察を加え、この参軍を七品のもの<sup>4)</sup>と八品のもの<sup>5)</sup>に分ち、両者の起家には家格差が反映するものとした。

しかし、これらの参軍起家は家格とは明瞭に対応しないものとするのが事実に近いと考えられる。

さて、宋斉時代もとも次門のものであつても、三品以上の官にのぼると、その時点以降に起家するそのものの子には（起家の官も含めて）甲族としての官序が適用される。つまり、その子は甲族となる、といったことが指摘されている。<sup>6)</sup>これは父官の蔭によつてそのものの子が甲族としての起家をするということを示したものとなる。

ところで宋斉時代、次門出身者の父に対する三品以上の贈官にはそのものの子を甲族としての起家させる蔭としての機能が付与されていなかったと考えられる。

「改革」以降、次門から甲族へという家格の上昇は旧来に比した際より容易になったと考えられる。<sup>5)</sup>梁時代以降になると、次門出身者の父や祖父に対する（「改革」時以降に施行された流内一八班制においてその流内二班以上の）これはほぼ旧来の三品以上に相当する贈官に、そのものの子や孫を甲族としての起家をさせうる蔭としての機能が付与されたと考えられるが、これもそうした観点から理解すべきものとなろう。

(甲族、次門、後門、三五門という呼称は越智氏による。小論でもこの呼称に従うこととする。なお、中村氏はこの呼称によってゐるわけではない。)

## 一 宋齊時代における参軍起家と家格

中村圭爾氏は宋齊時代における起家官と家格、父の官位との関連について詳細な検討を加え、起家官について、  
員外散騎侍郎―秘書郎―著作佐郎・七品参軍―奉朝請・太学博士・八品参軍ほか

という序列、格差が存在することを指摘し、一品官の子は五品員外散騎侍郎に起家し、三品官の子は六品秘書郎・六品著作佐郎・七品参軍に起家し、五品以下のものは六品奉朝請・六品太学博士・八品参軍に起家するのが原則であるとする結論を導き出した。この際注目されるのは、それへの起家が多数にのぼるのにもかわらずそれへの起家と家格との対応が曖昧なままに残されていた公府や二・三品の將軍府の参軍への起家についても、家格差が反映するとしたことであろう。

すなわち中村氏は、これらの参軍を七品のそれと八品とのそれに分かち、七品参軍起家をほぼ著作佐郎起家に匹敵するものとし、八品参軍起家をほぼ奉朝請起家・太学博士起家に匹敵するものとしたのである。「族門制」に引きつけていうと七品参軍起家は甲族として起家ということになり、八品参軍起家は次門としての起家ということになる。しかし、この中村氏の導き出した起家官と家格、父官とそのもの子の起家との関連についての見解には若干の問題が存すると思われる。

まず、甲族の出身者の場合その父が三品以上に昇らなくても、(甲族として)著作佐郎以上に起家する。蔡廓の事例では祖父、父ともに三品以上の官に付いたことはなかったと考えられるが、廓は(甲族として)著作佐郎に起家している。これは一旦獲得された甲族としての家格が祖父、父ともに三品以上の官にのほることがなくとも、ある世代に渡って継承されることを示したものとされよう。

また、七、八品参軍起家の場合、秘書郎起家・著作佐郎起家あるいは奉朝請起家・太学博士起家の場合などとは異なり、ときとして甲族、次門という家格とは対応しない場合がみられる。

まず、中村氏が奉朝請起家・太学博士起家に対応するとされた八品参軍起家についてみていくと、甲族の出身者がこの官を起家官とする事例がいくつみられる。『宋書』卷七五王僧達伝をみると、王僧達が宋の始興王濬の後軍(後將軍のこと

とすべきである。以下同様）参軍に起家し、ついで太子舎人に遷つてゐる。僧達の兄王錫は員外散騎侍郎に起家してゐる。<sup>8</sup>  
員外散騎侍郎起家はもとより甲族としての起家である。通常兄のほうが弟より先に起家をするから、この僧達の起家は甲族として八品参軍である後將軍の参軍に起家したものとされよう。なお僧達は琅邪の王氏の主流を形成してゐたとしてよい王弘をその父としてゐる。弘は宋の一品太保をその極官とし、その父の王詢は一品司空をその極官としてゐる。また、僧達は宋の臨川王義慶の女と婚を結んでゐる。宋室の婚姻相手には第一流の甲族から選ばれるのが一般的であつた。<sup>9</sup><sup>10</sup>

つぎに、『南齊書』卷四七王融伝をみると、右にみた王僧達の孫にあたる王融が西中郎將板行参軍に起家し、免官などにあつてゐるが、太子舎人に遷り、のちに秘書丞などの清官をへてゐる。秘書丞は「天下の清官」とされ、清官中の清官と目されていたのは周知のところである。また、融はその門地を頼み三十歳以内に公輔、すなわち尚書令、僕射などの政権の枢要を構成する官に至らうとする望みを持つてゐた。これらから融が甲族の出身者として八品西中郎將板行参軍に起家したものと見て間違ひなからう。なお、祖父僧達は三品中書令をその極官としたと考えられるが、融の父道球は廬陵内史止まりであつたと考えられる。郡の太守（内史）にもいろいろあるが、道球については「父官通ぜず」とあるところからみて、廬陵内史の官位は第三品以上には及ばなかつたと考えられる。当時第四品（以上）の官につくことを「通」といつた。<sup>11</sup>

つぎに、『宋書』卷八五謝莊伝をみると、謝莊が先にみた王僧達と同様に宋の始興王濬の後將軍の法曹行参軍に起家し、ついで太子舎人に遷つてゐる。莊の父弘微は「名家の国封有る者」として員外散騎侍郎に起家してゐる。員外散騎侍郎起家は再三述べたように甲族としての起家であり、莊は父弘微の家格を継承してゐたと思えるのが至当であらうから、莊は甲族として八品参軍に起家したと考へて間違ひなからう。なお、弘微は三品太常をその極官としたと考えられる。

さらに、『宋書』卷六三殷景仁伝をみると、殷景仁が劉毅の後軍参軍に起家してゐる。景仁の曾祖父殷融は晋の三品太常、祖父の殷茂は二品特進をそれぞれその極官としたと考へられる。父殷道裕ははやく死亡したが、景仁は晋の一品王謐の女を妻としてゐる。当時の婚姻のあり方からみて、景仁が甲族の出身者として間違ひなからう。<sup>12</sup>

つぎに、『宋書』卷五二謝景仁伝をみると、謝景仁が東晋時代の末頃に前軍（前將軍のことと考へられる）の行参軍に起家してゐる。景仁の祖父は東晋の一品太傅謝安の弟謝據で、父は（五品？）宣城太守をその極官としたと考へられる謝允であるが、景仁の女は宋の廬江王偉の妃となつてゐることから見て、景仁についても甲族の出身者として八品前軍行参軍に起

家したものと考えてよからう。

また、『宋書』卷八二周朗伝をみると、周朗が元嘉一七年（四四一）以降に南平王鑠の冠軍（將軍）行參軍に起家し、ついで太子舍人に遷つている。朗の祖父周文は五品黃門侍郎をその極官としたと考えられるが、父の周淳は宋時代の初め（元嘉一七年以前）に「貴達」し、三品侍中、同じく三品太常などに至つてゐる。「貴」も「達」も三品以上の官につくことをいふ。また、淳の兄周喬は宋の高祖（劉裕）の第四女宣德公主に尚し、その二人の女はそれぞれ建平王宏と廬陵王義真に嫁してゐる。これらのことを総合すると、朗が甲族の出身者として八品冠軍行參軍に起家したと考えて誤りなからう。

さらに、『梁書』卷二一袁昂伝をみると、袁昂が南齊時代の初めに冠軍（將軍）安成王嵩の行參軍に起家し、ついで征虜（將軍）主簿に遷り、太子舍人、秘書丞などを歴任してゐる。秘書丞のもつ性格についてはすでに述べた。「寒士」は次門であるが、「寒士」と称された鄧琬の家柄は昂の父袁顛のそれに及ぶべくもないとされている。<sup>18</sup> これらをあわせ考えると、昂が甲族の出身者として八品冠軍行參軍に起家したものと考えて差し支えなからう。

さらに、『梁書』卷四一褚球伝をみると、褚球が南齊時代に征虜（將軍）行參軍に起家してゐる。球の祖父褚暉、父褚績はそれぞれ七品太宰外兵參軍、五品太子舍人をその極官としたと考えられるが、暉、績ともに宋の公主に尚しており、これから球も甲族の出身者として八品征虜行參軍に起家したと考えてよからう。（この球の事例もさきにみた蔡廓の場合と同様に父、祖父ともに三品以上に昇らなくとも甲族としての家格が繼承される事例とならう）

なお、『宋書』卷六二王微伝によると、琅邪の王氏の一員である王微は秀才に挙げられたのち、衡陽王義季の右軍（右將軍のことと考えられる）<sup>20</sup>の參軍に起家させられようとしたがつかかなかつた。しかし、微は「生、華宗よりす」とされている。「華云々」といふのはそれが甲族であつたことを示したものとされる。<sup>21</sup>

以上は甲族の出身者が八品參軍に起家した事例、あるいは起家させられようとした事例であるが、この際は八品參軍起家とはいふは、その多くが第二官として太子舍人に遷つてゐるところからみて、その起家は現実には秘書郎起家・著作佐郎起家・（甲族出身者としての）七品參軍起家の場合と同等のものとして処理されたものと考えてよからう。<sup>22</sup> このようにみてくると、八品參軍に起家したものの家格は必ずしも奉朝請や太学博士に起家するもの、つまりは次門出身者のそれとは同等のものであつたとはできないであらう。

つぎに、次門の出身のものが七品参軍に起家する事例についてみる。まず、『宋書』卷五〇劉康祖伝をみると、劉康祖が宋の長沙王道憐の鎮軍（將軍）参軍に起家し、ついで員外散騎侍郎に遷っている。員外散騎侍郎は特殊な性格をもつ官で、先述のように甲族出身者の起家の官とされる反面、起家ののちの官序の過程でその官が現れる際には、次門の出身者のつくべき官の典型的なもののひとつとなる。したがって、劉康祖は次門の出身者であり、次門の出身者として七品鎮軍参軍に起家したものとされよう。

また、『宋書』卷六五申括伝をみると、申括が東晋時代の末に、のちの長沙王道憐の驃騎（將軍）長兼行参軍に起家し、ついで殿中將軍、員外散騎侍郎などを歴任している。この魏郡の申氏は所謂「晩渡の北人」である。一般的にいって、「晩渡の北人」が次門以下に位置づけられていたのは周知のことに属す。こうしたこととその官序の過程で員外散騎侍郎をへていゝことをあわせ考えると、括が次門出身者として七品驃騎参軍に起家したものと差し支えなからう。

さらに、『南齊書』卷二一荀伯玉伝をみると、荀伯玉が宋時代に柳元景の撫軍（將軍）板行参軍に起家したのち、奉朝請に遷っている。伯玉の父荀闡之は五品給事中をその極官としたと考えられる。給事中は次門（以下）の出身者がその官序の過程でつくべき官の典型的なもののひとつである。伯玉が同じく次門出身者のつくべき官の典型的なもののひとつである奉朝請に就官していることとあわせ考えると、伯玉は次門出身者として七品撫軍板行参軍に起家したものと差し支えなからう。

つぎに、『南齊書』卷三四虞玩之伝をみると、次門の出身者と考えて差し支えない虞玩之が宋時代に東海王の征北（將軍）行参軍に起家している。

また、『南齊書』卷二八劉祥伝をみると、劉祥が同じく宋時代に巴陵王休若の征西（將軍）行参軍に起家している。祥は甲族褚淵に「寒士」と罵られた人物である。「寒士」が次門に他ならないことについてはすでに述べた。

つぎに、同じく『南齊書』卷五三劉懷慰伝をみると、劉懷慰が同じく宋時代に桂陽王休範の征北（將軍）行参軍に起家したのち、歩兵校尉などについている。五校尉は当時次門の出身者のつくべき官の典型的なもののひとつであった。また、『梁書』卷四七劉霽伝によれば、劉懷慰（劉聞慰のこと）の子劉霽が天監中（五〇二〜五一九）に奉朝請に起家している。これらから懷慰が次門の出身者であったと断定しても誤りなからう。

さらに、『南斉書』卷五三孔琬之伝をみると、孔琬之が孝廉に挙げられた後に衛軍（衛將軍のことと考えられる）<sup>(28)</sup>の行參軍に起家し、ついで員外散騎侍郎に遷っている。琬之も次門の出身であったとして差し支えなからう。

また、『梁書』卷四〇劉顯伝をみると、次門の出身者である劉顯が梁の初めに臨川王宏の中軍（將軍）行參軍に起家している。<sup>(29)</sup>

さらに、『梁書』卷四八伏曼容伝をみると、伏曼容が宋時代に驃騎（將軍）行參軍に起家している。『梁書』卷五三伏暄伝をみると、曼容の子伏暄が南斉時代に奉朝請に起家していることから、曼容の家格も次門としてのそれであったとしてよからう。さらに、『梁書』卷五〇伏挺伝をみると、さきにみた暄の子である伏挺が南斉時代の末に征東（將軍）行參軍に起家している。この挺の征東行參軍起家も、次門として七品參軍に起家した事例とされよう。

なお、『宋書』卷九三周統之伝によれば、周統之が撫軍（將軍）參軍と太学博士に起家させられようとしたがいずれにもつかなかつたとあり、『南斉書』卷五四庾易伝によれば、次門出身の庾易が豫章王疑の驃騎（將軍）參軍に起家させられようとしたが、つかなかつたとある。<sup>(31)</sup>

以上は次門の出身者が七品參軍に起家した事例、あるいは起家させられようとした事例であるが、起家ののちに第二官として員外散騎侍郎にうつるものが幾人か見えるところから、この際は七品參軍起家とはいいいふ、実質的には奉朝請起家・太学博士起家あるいは（次門としての）八品參軍起家と同等のものとして処理されたものと考えざるべきである。

## 二 宋齊時代における贈官と起家

宋齊時代、もともと次門のものであつても、三品以上の官に昇るとその時点以降に起家するそのものの子には（起家の官もふくめて）甲族としての官序が適用される。つまりその子は甲族となる。これは父官の蔭によつてそのものの子が甲族としての起家をすることのあることを示すものとなる。このこと自体は夙に指摘されているところである。<sup>(32)</sup>

（のちの南斉の高帝）蕭道成はもともと次門の出身であつたと考えられるが（第一子蕭頤は次門として尋陽王国侍郎に、次子蕭疑も次門として太学博士に起家した）、その官達にしたがつて、第三子蕭映は甲族として著作佐郎に、第三子蕭晃も甲族として秘書郎に起家した。映が起家したとき、道成は三品尚書左僕射になっており、晃が起家した時点では一品司空で

あった。

劉勳も次門の出身であると考えられるが、その二人の子劉俊、劉絵とはその家格に相違が見られ、俊は次門の出身として州従事に起家し、絵は著作佐郎に起家している。俊が起家したとき勳ははまだ三品以上の官についたことはなかったが、絵が著作佐郎に起家したとき父勳はすでに三品守尚書左僕射、同じく三品中領軍などをへていた。<sup>33)</sup>

これらの事例は父の官達にしたがい、そのものの子たちのもつ家格に相違が生じることのあることを示したものである。さて、『梁書』巻四九到沆伝をみると、到沆が南斉の建武中（四九四―四九八）に後軍法曹參軍に起家しているが、これは甲族として八品參軍に起家したものと考えられる。といのは、沆はのちに太子洗馬、太子中舍人、丹陽尹丞などの清官をへているからである。とくに太子洗馬は清官の代表的なものであったことは周知のことに属する。<sup>34)</sup>

ところで、ここで『南齊書』巻三七到搆伝をみると、到沆の父到搆は太学博士に起家している。これから 次門の出身者であったことがわかるが、彼はのちに、左衛將軍、五兵尚書などの三品官をへて、永明八年（四九〇）に死亡している。建武は永明よりのちである。かくて、沆の甲族としての八品起家は父搆の三品左衛將軍あるいは五兵尚書による蔭によって実現したものであるとされよう。

なお、もともと次門出身者である父の官達によって甲族として七品參軍に起家した事例としては柳世隆の官達とその子たちの起家の事例が挙げられよう。<sup>35)</sup>

以上に関連して、ここで臧質の起家をめぐる事例について考えてみよう。『宋書』巻七四臧質伝をみると、臧質は東晋末期の義熙十二年（四一六）以降のある時期に（のちの宋の武帝）劉裕の世子劉義符の中軍將軍府の行參軍に起家したと考えられる。<sup>37)</sup> 中軍行參軍は七品參軍であるが、先に見たように七品參軍起家は必ずしも甲族としての起家を意味するものではない。この際の質の七品參軍起家は次門出身者として七品參軍に起家したものと解すべきである。質はついで員外散騎侍郎に遷り、さらに給事中などを歴任しており、そのことを示す。員外散騎侍郎、給事中の持つ性格についてはすでに触れた。質の父臧熹は義熙九年（四一三）に死亡し、光祿勳を贈られている。<sup>38)</sup> 熹が次門の出身者であったことについては、その子質の起家およびその官歴からすでに明らかであろうが、熹自身も劉裕の鎮軍將軍の參軍になったのが官界に入る最初であったが、ついで員外散騎侍郎に遷っている。熹も七品參軍―員外散騎侍郎という子質と同様のコースをとっているわけである。

ところで、臧熹の追贈された光祿勳についてであるが、東晋・宋時代にあつては第三品官である。ここで、『通典』卷二五職官七諸卿上光祿勳をみると、

梁、勳の字を除き、之を光祿卿と謂う。卿、旧と列曹尚書に視う。

とある。これは梁時代以前にあつては、光祿勳が列曹尚書に「視」されるものであつたことを示している。この際の「視」というのは、光祿勳が官序のうえで列曹尚書と同位にあつたことを示したものとされる。<sup>(39)</sup> 宋時代、列曹尚書も三品である。また、列曹尚書は官序の上では侍中の上位にある。侍中ももちろん東晋・宋時代、第三品である。そうすると、東晋・宋時代、光祿勳も第三品であつたとしてよからう。

さらに、次門の出身であつてもそのものが第三品の官に昇つた場合、そのものは甲族としての起家をするということを示しておいた。しかし、臧質の場合はその父臧熹が第三品光祿勳を追贈されているのにも関わらず、次門としての起家しのできなかつたことになる。このようにみてくると、次門出身者に対する贈官の場合、第三品の官であつても、そのものを甲族として起家せしめる蔭としての機能が付与されていなかつたことになる。

いまひとつ事例を挙げよう。『宋書』卷一〇〇自序をみると、沈約の祖父にあたる沈林子が永初二年（四二五）に死亡し、征虜將軍を贈られている。周知のように南朝にあつては、多くの將軍号の卑賤化が進行していたことは事実であるが、征虜將軍については宋時代なお三品官としての実質を保持していたと思われる。『宋書』卷五七蔡興宗伝をみると、宋の大明（四五七―四六四）の末に吏部尚書であつた蔡興宗が薛安都と殷恒とについて人事を行なつてゐる。この時、安都は太子左衛率から散騎常侍・太子左衛率・征虜將軍に遷つていたが、興宗は安都に対して「晩達の徵人」といつてゐる。「達」はすでに述べたように三品以上の官につくことである。散騎常侍は官品表のうえで第三品にランクされているが、当時すでに第三品としての実質を失つていたと考えられる。太子左衛率は官品表のうえで第五品にランクされているが、散騎常侍の場合とは逆にその実質的官位を上昇させ、当時第四品としての実質を備えていたと考えられる。そうすると、安都が「達」したのは自ずから征虜將軍についたことをいつたとする想定が可能となる。

ここで、『宋書』卷四三劉穆之伝をみると、劉穆之の子劉式之は相国中兵參軍、太子舍人、黄門侍郎、寧朔將軍・宣城・淮南二郡太守、太子右衛率、左衛將軍、呉郡太守などを歴任し、呉郡太守で官に卒したと考えられる。式之が生前に歴任し

た官のうち左衛將軍、吳郡太守は三品であつたとして差し支えない<sup>(43)</sup>。通常贈官はそのものが生前に到達しえた最高位の官と同等、もしくはそれよりも高い官位をもつ官が選ばれるとすべきである。このように考えて差し支えないとするなら、この式之の事例は征虜將軍が三品左衛將軍、三品吳郡太守と同位、もしくはそれよりも高い官位を持つものであつたことを示したものとせらう。なお、吳郡太守は官序のうえでは三品侍中より上位、ほぼ列曹尚書と同位にあり、左(右)衛將軍は侍中と同位にあつたと考えられる。また、式之に征虜將軍が贈られたのは宋時代であつたことはいうまでもない。

さらに、『宋書』卷五二袁湛伝をみると、元嘉三〇年(四五九)のころのこととして、袁湛の子の袁洵が輔國將軍・吳郡太守として官に卒しているが、やはり征虜將軍を追贈されている。

つぎに、『宋書』卷七八蕭思話伝をみると、蕭思話の父蕭源之の従父蕭攀之が丹陽の尹にいつたのち死亡し、やはり征虜將軍を贈られている。これも元嘉中のことと考えられる。丹陽の尹は名実とともに三品官である。官序のうえからいつても、吳郡太守とはば同位に位置していたとしてよからう。

以上みてきたところから、南朝にあつては、將軍号の卑賤化の趨勢は覆うべくもなかつたが、宋時代にあつては、征虜將軍については、なお三品としての地位を名実ともに保持していつたとして差し支えなからう。

さて、さきに沈林子が征虜將軍を贈られたことについてみた。林子は次門の出身であつたと考えられる。林子の子の沈邵は「襲爵」ののち、つまりは父林子の死後奉朝請に起家している。これはいうまでもなく次門としての起家である。また、邵の弟で沈約の父にあたる沈璞がおそらく兄邵が起家したのち、元嘉六年(四四〇)以降に吳郡の主簿につき、のちに南平王国の左常侍に除せられていつが、そのときのこととして、

太祖(文帝)引見し、謂て曰く、「吾、昔若年を以て蕃に出、卿家、親要を以て輔せらる。今日の授、意、不薄に在り。

王家の事、一に以て相委ぬ。国官の清塗を乖るるを以て罔罔と為す勿れ」と。

とある。<sup>(46)</sup>「清塗」は甲族の出身者がそれとして歩む一連の清官からなる官序のことである。<sup>(47)</sup>先の征虜將軍の宋時代における官位に関する考察と、この林子の官達とその子たちの起家をめぐる事例をあわせ考えると、この事例も宋齊時代、次門出身者に対する贈官の三品官(以上)は、そのものの子が起家するにあたり、家格を次門としてのそれから甲族としてのそれへと上昇せしめる蔭としての機能が付与されていつなかつたとする想定を補強すべきものとならう。

### 三 梁陳時代の蔭制

「改革」以降の蔭制については『隋書』卷二六百官志上に詳細な記述が有ることもあり、宮崎市定氏以来、諸先学の研究によって多くのことが明らかにされている。<sup>(48)</sup> それらのうち小論と直接関連するものとして、以下のようなことが挙げられよう。

(一) 『隋書』百官志に示されている蔭の規定は陳時代のみではなく、梁時代の「改革」時以降にあつても適用されるものであった。

(二) 次(尚書)令(尚書)僕(射)の下限が流内一二班に位置する諸官からなること。

(三) 「改革」時に定められた蔭の規定は少なくとも東晋以来慣行として行なわれていた三品官の蔭を法制化、明文化したものであること。

(四) 三公(流内一八班)流内一七班)の子は員外散騎侍郎(流内三班)に、令僕(流内一六)流内一五班)の子は秘書郎(流内二班)・皇弟皇子府の板法曹行參軍(流内三班)に、次令僕(流内一四班)流内一二班)の子は著作佐郎(流内二班)・皇弟皇子府の板行參軍(流内三班)にそれぞれ原則として起家する。皇弟皇子府の板行參軍起家以上が甲族としての起家となる。次門の出身者は揚州主簿(流内二班)・太学博士(流内二班)・奉朝請(流内二班)・嗣王府の行參軍(流内二班)・王国(左・右)常侍(流内二班)・王国侍郎(流内一班)などにそれぞれ起家をする。

さて、「改革」以降の蔭の制度は甲族出身者のみならず、次門出身者についても適用されるものであるが、ここでは、(次門出身者に対する)贈官についてもそうした蔭としての機能が付与されたと考えられる。

『梁書』卷一一張弘策伝をみると、張弘策は南齊時代に邵陵王の王国常侍(左右は不明)に起家し、ついで奉朝請に選んでいる。これらから弘策が本来次門の出身であったことがわかる。弘策はこのうち西中郎將江夏王宝玄の行參軍、高祖(のちの梁武帝)の輔国將軍府の録事參軍、帶襄陽令、輔国將軍・軍主、歩兵校尉、車騎將軍府の諮議參軍、衛尉加給事中、衛尉加散騎常侍となり、天監(五〇二―五一九)の初年に、東昏侯の余党による叛乱にまきこまれて職に殉じている。<sup>(49)</sup>

右の張弘策の官歴のなかで最も高い官位をもつものは、「改革」時以降に行なわれた流内一八班制にひきあてていうと、

流内一二班に相当する衛尉卿と散騎常侍ということになる。流内一二班は「改革」時に定められた蔭の規定に従えば次令僕の官に相当するものとなる。

ここで『梁書』卷三四張綰伝をみると、張弘策の第四子張綰が「改革」以降に、つまりは弘策の死後に長兼秘書郎に起家している。秘書郎起家はもとより令僕子としての起家ということとなる。こうしたことを知ったうえで、再度張弘策伝をみると、弘策は死後に車騎將軍を追贈されている。車騎將軍は「改革」時に文官としての流内一八班制とともに施行された武官としての流内二四班制で、その流内二四班に位置する。武官の体系の流内二四班に位置する官は文官の体系である流内一八班制に比擬すると、その流内一六班に相当する<sup>50</sup>。これは令僕の官に相当する。

以上のようにみてくると、張綰の令僕子としての起家は父張弘策の生前の最高到達官である流内一二班の衛尉卿もしくは散騎常侍の蔭に基づいて実現したとするよりも、この際はその死後に追贈された流内一六班に比擬される車騎將軍の蔭により令僕子として長兼秘書郎に起家したと考えるべきものとなろう。

また、韋叡は宋の永光初年（四六四）に晋安王国常侍（左右は不明）に起家している。これから叡のもつ家格が次門としてのそれであったことがわかる。叡には今日知られる限りでは上から順に韋放、韋正、韋稜、韋黯の四人の子があった。放は南齊時代に次門としての起家をしているが、正、稜のふたりは「改革」以降に次令僕子として皇弟皇子府の行參軍に起家している。これも兄弟によってそのもつ家格が異なる事例であるが、正、稜が起家したとき、父叡はすでに流内一二班以上の官を歴任していた。したがって、正と稜とのふたりの甲族としての（この際は次令僕子としての）起家は叡のへた流内一二班以上の官による蔭の作用によって実現したものとなろう。

ところで、四番目の弟韋黯は太子舍人に起家している。太子舍人起家というのは珍しいが、太子舍人は流内三班の筆頭に位置する清官であり、それだけにこの起家は員外散騎侍郎起家にも匹敵する起家とされよう。（員外散騎侍郎も先にみたように流内三班であるが、太子舍人よりやや劣り、流内三班の第四位に位置する）こうした観点から再度父韋叡の官歴を検討してみると、叡は流内一六班たる護軍將軍で官に卒し、死後に車騎將軍・開府儀同三司を贈られていることがわかる。護軍將軍は令僕の官に相当することになるが、車騎將軍・開府儀同三司は諸將軍・開府儀同三司であるから、これは流内一七班の官であり、当然三公の官に相当する。

以上のようにみてくると、韋黯の太子舍人起家は、その父韋叡に対する、追贈流内一七班の官である車騎將軍・開府儀同三司が蔭として作用した結果、三公子としての起家をしたものと考えて差し支えなからう。

以上ふたつの事例をあわせ考えると、「改革」時以降にあつては旧来と異なり、次門出身者の父の贈官にも蔭としての機能が付与されたこと、ひいては（そのものの子の家格を）甲族のそれに變動せしめうる蔭としての機能が付与されたとする想定が可能とならう。

ちなみに、『梁書』卷三四張緬伝をみると、さきにみた張綰の兄張緬が梁の初期に、おそらく「改革」の前に、ただし、もちろん父張弘策の死後に、（贈車騎將軍の蔭に基づき）令僕子として、秘書郎に起家している。これは「改革」時に施行された蔭の規定の適用の「走り」と解すべきものとならう。

さて、『隋書』卷二七虞世基伝をみると、虞世基が陳の建安王の法曹參軍に起家している。この建安王は宣帝の第五子で、太建四年（五七二）に建安王に封ぜられた陳叔卿のことと考えられる。したがって、この王の法曹參軍に起家するのは皇弟皇子府法曹行參軍起家に相当り、令僕子としての起家ということになり、もとより甲族としての起家ということになる。

ここで、『陳書』卷一九虞荔伝をみると、虞世基の父虞荔は梁時代に、西中郎將行參軍に起家したのち、（西中郎將）法曹・外兵參軍兼丹陽詔獄正、士林學士、司文郎、通直員散騎侍郎兼中書舍人領大著作、鎮西諮議參軍・中書舍人、中書侍郎（不就）、揚州別駕（不就）、太子中庶子領大著作となり、陳の天嘉二年（五六二）に死亡している。右の官歴のうち最も高い官位をもつものは流内一班太子中庶子であるとしてよからう。

ところで、虞荔は次門出身者であつたと考えられる。というのはその弟虞寄が梁時代、宣城王国の左常侍に起家しているからである。通常兄のほうが弟よりもさきに起家する。したがって、荔の起家した西中郎將行參軍は必ずや嗣王府などの府の行參軍起家であつたであらう。

以上のようにみてくると、虞荔の子虞世基の甲族としての起家は父荔の生前の官歴からだけでは不可能ということになるが、荔は死後に流内一二班侍中を贈られている。ただし、流内一二班侍中の蔭によるものでれば、著作佐郎起家か皇弟皇子府の行參軍起家となるはずである。一階上の皇弟皇子府の法曹參軍に起家した理由は判然としなない。しかし、「改革」時に定められた蔭の規定は、著作佐郎起家・皇弟皇子府行參軍起家以上とそれ以下の起家、すなわち甲族以上の起家とそれ以下

の次門としての起家をひとつの基準として、若干のズレある場合あったことを勘案すると、この世基の甲族としての起家は、贈官流内一二班侍中がなかったら実現すべくもなかったと考えるべきものとなるう。<sup>55</sup>

さて、「改革」時以降、たとえ次門出身の父の極官が流内一二班以上に届かなくても、(次門出身の)祖父の流内一二班上の官への就官によってもそのものの孫が甲族として起家しうることとなった。これは祖父の官の蔭によっても甲族として起家しうようになったことを示したものとなる。

先に述べたように、韋放は南斉時代に次門としての起家している。しかし、放の子韋粲は雲鷹將軍晋安王綱の行參軍に起家している。この晋安王というのは梁の武帝の第三子で、天監五(五〇六)年に晋安王に封ぜられたのちの簡文帝のことである。この起家は「改革」以降のことであつたと考えられる。したがって、この王の行參軍に起家するのは、皇弟皇子府行參軍起家ということになり、もとより甲族としての起家ということなる。しかし粲が起家をしたとき、父放はまだ流内一二班以上の官に至つてはいなかつた。一方、祖父の韋叡はこの時期すでに流内一二班以上の諸官を歴任していた。したがって、孫粲の甲族としての起家は祖父叡のへた流内一二班以上の官の蔭によつて実現したと考えるのが至当であらう。

さて、この際には祖父に対する贈官にも父に対する贈官の場合と同様に蔭としての機能が付与されたと考えられる。『梁書』卷三四張纘伝に、

(張)纘、字は伯緒、緬の第三弟なり。出て伯父弘籍の後たり。∴(弘籍)梁初、廷尉卿を贈らる。∴(纘)秘書郎に起家す。

とある。この張纘の起家は「改革」以降のことである。

ここで『梁書』卷七太祖獻皇后張伝をみると、張弘籍は南斉の初めに鎮西參軍となり、官に卒している。鎮西參軍は八品、「改革」以降の流内一八班制でいうと參軍は最高のもので皇弟皇子府の諮議參軍で流内九班である。また弘籍が死後に贈られた廷尉卿は流内一一班である。

ところで、張弘籍の父、つまりは張纘の祖父張穆之は次門出身者であつたと考えられる。穆之が何に起家したか不明であるけれども穆之はその官序の過程で員外散騎侍郎についていることがそのことを物語る。穆之は員外散騎侍郎のつぎに東方の県(令あるいは長)に除されようとしたが、これを固辞し、その結果寧遠將軍・交阯太守に除せられて、宋の元嘉中(四

二四一四五三)に死亡している。寧遠將軍は四品、交趾太守については不明であるが、辺郡であるうえに東方の県令(あるいは長)の代わりに除せられようとしたものであるから、除せられようとした県令ないしは県長とはほ同程度の官位をもつものであったとすべきである。県令はその最高のものであつても第六品である。要するに、穆之は生前三品以上の官についたことはなかつたとすべきである。そうすると、弘籍も父穆之の家格を継承したと考えるのが至当であるから、そのもつ家格は次門としてのそれであつたとすべきである。

なお、越智重明氏は『南史』巻五六張纘伝に、「纘、本と寒門」とみえることを論拠のひとつとして、張弘籍の家系を次門のそれであつたとしているが、首肯すべきである。<sup>(57)</sup>

このようにみえてくると、「改革」時の蔭の規定に従えば、張弘籍の子張纘は(甲族として)秘書郎起家することが可能なものとなる。そこで再度『梁書』太祖献皇后張氏伝をみると、纘が起家するまえ、つまり梁の初めに、祖父張穆之が金紫光禄大夫を贈られていることが知られる。金紫光禄大夫は流内一四班に位置する。この際金紫光禄大夫は次令僕の官といふことになるから、纘が一階上の秘書郎に起家しえたのは、先にみた虞世基の場合と同様にその理由は判然としない。しかし、すでに述べたように「改革」時の蔭制の適用には規定と若干のズレがまみられること、<sup>(58)</sup> つぎにみる蕭道賜とその孫たちの起家の事例などをあわせ考えた際、世基の事例と同様に、この際も祖父に対する流内一二班(以上)の贈官に孫の家格を甲族としてのそれへと上昇せしめる蔭としての機能が付与されたこということを重視すべきである。

さて、『梁書』巻二四蕭景伝をみると、蕭景は南斉の建武中に晋安王国左常侍に起家したのち、歩兵校尉などについている。また景の弟蕭昌が南斉の豫章末にこれまた同じく晋安王国の左常侍に起家している。<sup>(59)</sup> これらから景、昌ともに次門出身者であつたことがわかる。ところが一方、景、昌の弟蕭昱が天監の初めに秘書郎に起家している。これも兄弟によつてそのもつ家格に違いが生じた事例である。

さて、蕭景、蕭昌、蕭昱の父蕭崇之は冠軍將軍・東陽太守として南斉の永明中(四八三〜四九三)に唐寓之の乱に遭遇して死亡している。先に述べたように、建武は永明よりあとである。これから、冠軍將軍・東陽太守には次門の家格を甲族のそれへと上昇させる蔭としての機能はなかつたことを示したものとなる。そうすると、昱の(甲族としての)秘書郎起家は何によつて実現されたものとなるのであろうか。これについても張穆之に対する贈官と張纘の起家との関係にみられた祖父

に対する贈官がその孫の起家にあたって蔭として機能したということ想定すべきである。

蕭崇之の父、つまりは蕭景らの祖父に当たたる蕭道賜は宋の太尉江夏王の參軍などを経たのち治書侍御史となり官に卒している。公府の參軍は七品、治書侍御史は六品である。流内一八班制でいうと最高位のものでも參軍は先にみたように流内九班、治書侍御史は流内六班である。しかし、道賜は南斉の末年（五〇一）に散騎常侍・左光祿大夫を追贈されている。流内一八班制でいうと、散騎常侍は流内一二班、左光祿大夫は流内一六班である。左光祿大夫はもとより令僕の官に相当する。

かくてこの蕭昱の起家は次門出身者の孫が、その祖父の贈官、この際は流内一六班たる左光祿大夫に基づく蔭の作用によって、令僕孫として（甲族の）起家官である秘書郎に起家しものとされよう。なお、これはすでに述べたように「改革」のややまえのことであったと考えられるが、この際も先にみた張綰の事例と同様に、祖父の贈官がそのもの孫の起家に作用するという措置の「走り」として理解すべきものとされよう。<sup>61</sup>

## むすび

小論で述べようとしたことの要点は以下のようなものである。

(一) 宋齊時代にあつては公府や二、三品の將軍府の參軍に起家する事例が多くみられる。公府や二、三品の將軍府の參軍起家は、それが七品のそれであれ、八品のそれであっても、家格に対応するものであつたとは考えがたい。要するに七・八品參軍起家は秘書郎起家・著作佐郎起家、奉朝請起家・太学博士起家などとは異なり家格とは明瞭に対応しなかつた。

(二) 宋齊時代、（少なくとも）次門出身者の父の（三品以上の）贈官には（そのものの子）を甲族として起家させる蔭としての機能はこれを付与されていなかった。

(三) 「改革」において東晋以来慣行として行なわれていた（次門出身の）父の（三品以上、「改革」以降でいえば流内二班以上の）官による蔭が明文化、法制化されたが、その際、次門出身者の父に対する贈官にも（そのものの子を）甲族としての起家をさせる蔭としての機能が付与された。これは次門出身者の祖父の贈官についても同様であつた。つまり、次門出身者の父、祖父ともに生前に流内一二以上の官につきえなかつたとしても、祖父が贈官であ

つても流内一二班以上の官を得ていさえすれば、その時点以降に起家するそのもの孫は甲族としての起家をする。以上は梁時代、とくにその「改革」以降政治上に占める家格の重みといったものが旧に比した際軽くなったことを意味しよう。このことは貴族、とりわけ甲族のもつ家格意識に相応の影響を与えたことを予測せしめるものであるが、これはまた、南北朝の後期になると表出してくる所謂賢才主義の理念とも微妙にからむ問題でもある。しかし、これらの点についての考察はすべて次論以下に譲ることとする。

## 註

- (1) 『九品官人法の研究—科挙前史—』(一九五六年)
- (2) 越智氏の「族門制」論の全容をうかがうのに最も便利なものとして「制度的身分—族門制をめぐって」(『魏晋南北朝の貴族制』第五章 一九八一年)がある。
- (3) 中村圭爾「九品官人法における起家」(『六朝貴族制研究』第二篇第一章 一九八五年)参照。  
撫軍以上の將軍の府の參軍が七品、以下の將軍の府の參軍が八品である。撫軍以上の將軍号は、驃騎・車騎・衛各將軍が二品、四征・四鎮・中軍・鎮軍・撫軍が三品である。したがってこれらの參軍が七品參軍になり、以下の三品將軍の參軍が八品參軍ということになるわけである。なお、いうまでもなく公府の參軍は七品ということになる。
- (4) 前掲「九品官人法における起家」参照。
- (5) 拙稿「南朝における家格の変動をめぐって」(『九州大学東洋史論集』一六)参照。
- (6) 『宋書』卷五七蔡廓伝によれば、蔡廓の祖父祭系は撫軍(將軍)長史を、父蔡琳は司徒左西屬をそれぞれその極官としたと考えられる。撫軍長史は六品、司徒左西屬は七品である。
- (7) 始興王濬のへた將軍は後、中軍、征北、衛の各將軍である(『宋書』卷九九始興王濬伝)。
- (8) 『宋書』卷四二王錫伝参照。
- (9) 『宋書』卷四二王弘伝参照。
- (10) 拙稿「南朝における吏部の人事行政と家格」(『名古屋大学東洋史研究報告』一八)参照。
- (11) 前掲「九品官人法の研究」第二編第二章四「清要官の発達」参照。
- (12) 前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」参照。

(13) 前掲「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」参照。

(14) 『宋書』卷五七謝弘微伝参照。

(15) 劉毅のへた將軍は、冠軍、撫軍、衛、後（降号による）、衛となる（『晋書』卷八五劉毅伝）。

(16) 王謹はもとより琅邪の王氏の一員で、東晋最高の功臣である王導の孫にあたり（『晋書』卷六五本伝）、その家系はもとより甲族のそれであったとすべきである。

なお、当該時代の婚姻と家格との関連については差し当たり中村圭爾「婚姻関係からみた階層と官僚身分」（『六朝貴族制研究』第三篇第三章）を参照。

(17) 前掲「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」参照。

(18) 前掲「制度的身分Ⅱ族門制をめぐって」参照。

(19) 『宋書』卷八四鄧琬伝に、

（鄧）琬曰、身南土寒士、蒙先帝殊恩、以愛子見託、豈得惜門戶百口、其当以死報効、とあり、同書同卷袁顥伝に、

（袁）顥与琬人地本殊、衆知其有異志、とある。

(20) 衡陽王義季のへた將軍は征虜、右、安西、征西、征北大（將軍）となる（『宋書』卷六一衡陽王義季伝）。

(21) 越智重明「南朝の清官と濁官」（『史淵』九八）参照。

(22) 秘書郎、著作佐郎に起家したあと、通常第二官として太子舍人に遷ることについては、前掲「九品官人法における起家」を参照。

(23) 拙稿「南朝の官位をめぐる一考察」（『九州大学東洋史論集』一五）参照。

(24) 中村圭爾「九品官制における官歴」（『六朝貴族制研究』第二篇第二章）参照。

(25) 虞玩之が次門の出身であったことについては、前掲「南朝の官位をめぐる一考察」を参照。

(26) 『南齊書』卷三六劉祥伝に、

司徒褚淵入朝、以腰扇障日、（劉）祥曰、作如此拳止、羞面見人、扇障何益、淵曰、寒士不遜、祥曰、不能殺袁（粲）、劉（秉）、安得免寒士、

とある。

(27) 前掲「南朝の官位をめぐる一考察」参照。



- (43) 前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」参照。
- (44) 前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」参照。
- (45) 前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」参照。
- (46) 『宋書』卷一〇〇自序。
- (47) 前掲「南朝の清官と濁官」参照。
- (48) 「改革」以降の蔭制については、前掲「九品官人法の研究」第二篇第四章十「陳の任子制」、前掲「九品官品法における起家」、越智重明「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる」(『史淵』九七)などがある。
- (49) 参軍はその最高のもので流内九班、県令はおそらくその最高のもので考えられる建康令で流内八班程度(前掲「南朝の郡太守の班位と清濁」、輔国將軍は流内七班(流内一八班制に比擬した際)、給事中は流内四班である。歩兵校尉は流内七班である。軍主については不明だが、流内七、九班の前に現れていることから、流内二班以上、ましてや流内一七班以上に位置したとは到底考えがたい。軍主は官名とするよりは職名とすべきであろう。宮川尚志「南北朝の軍主・隊主・戍主について」(『六朝史研究政治・社会篇』第九章 一九六四年)参照。
- (50) 前掲「九品官人法の研究」第二篇第四章六「將軍号」参照。
- (51) この章徽の官達とその子たちの起家については、前掲「南朝における家格の変動をめぐる」参照。
- (52) 『陳書』卷一八健安王叔卿伝参照。
- (53) 参軍は、先に述べたようにその最高のもので流内九班、通直散騎侍郎は流内六班、中書舍人は流内四班、中書侍郎は流内九班、揚州別駕は流内一〇班である。丹陽詔獄正、士林學士、司文郎、大著作については不明であるが、その官途の比較的初期にみえていることから、到底流内二班以上の班位をもつものであったとは考えがたい。
- (54) 『陳書』卷一九虞寄伝参照。
- (55) 父の官とその子の起家と蔭の規定に若干のズレが生じ、規定よりも高い起家官に起家することがあることについては、前掲「梁陳時代の甲族層の起家官をめぐる」参照。
- また、『隋書』卷五八明克讓伝をみると、明克讓が梁の中大通二年(五三〇)に湘東王の法曹行参軍に起家していることが知られる。この湘東王は天監一三年(五一四)に湘東王に封ぜられた元帝のことである。したがって、この王の法曹行参軍に起家することは、皇弟皇子府法曹行参軍起家に相当り、令僕子としての起家ということになる。ところで、克讓の父明山賓は奉朝請に起家している。これから山賓が次門の出身であったことがわかるが、山賓はそのうち流内二班散騎常侍などをへて、死後侍中・信威將軍を贈られている(『梁書』卷二七明山賓伝)。侍中は流内二班、信威將軍は(流内一八班制に比擬すると)流内八班である。克讓の起家は父山賓の死亡後のことと考え

られる。そうすると、克讓の起家は規定通りのものであれば次令僕子としての起家ということになるが、ここではズレがあり一階上の令僕子としての起家をしたことになる。

(56) 韋榮の起家は天監一四年(五一五)から同一七年(五一八)の間の何れかの時期になされたもので、この時期祖父の韋叡は流内一六班護軍將軍などになっていたと考えられる。前掲「南朝における家格の変動をめぐって」参照。

(57) 前掲「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐって」参照。

(58) また、『隋書』卷六六裴政伝をみると、裴政が梁の普通中(五二〇―五二七)に武帝の第六子邵陵王綸の府(府名は不明)の法曹參軍に起家している。これはもとより皇弟皇子府法曹行參軍起家に相当り、令僕子としての起家ということになる。ここで、『梁書』卷二八裴之礼伝をみると、政の父裴之礼は邵陵王國常侍(左右は不明)に起家している。したがって、之礼は次門の出身であったことが知られる。政の起家したとき、父之礼はいまだ流内一二班以上の官に達していなかった。一方正の祖父裴遠は奉朝請に起家した後(これから遠も次門の出身であったことがわかる)、死後に左衛將軍・侍中を贈られている。侍中、左衛將軍は何れも流内一二班である。遠は外官をへることが多く、外官の班位がいまひとつ明確ではないが、贈官と同程度もしくはやや劣るものであったとされよう。このように考えて誤りないとするなら、政は祖父遠の次令僕の官の蔭に基づいて、令僕孫としての起家をしたものとなろう。なお、この政の起家については、前掲「南朝における家格の変動をめぐって」を参照。

(59) 南斉には豫章という年号はない。したがってこれには何らかの誤りがあると考えられる。

(60) 『梁書』卷二四蕭景伝参照。

(61) 官品、班位は『通典』卷三七職官一九、『宋書』卷四〇百官下、『隋書』卷二六百官上所載のものによる。南斉時代のものとは基本的に宋時代のものとは変化なかったとしてよい(周一良「南斉書丘靈龜伝試釈兼論南朝文武官位及清濁」『魏晉南北朝史論集』一九六二年)。なお、一部官品表所載のものとずれるものもあるが、それについては適宜註記している。

(62) 所謂賢才主義的理念については、谷川道雄「北魏の統一過程とその構造」・「北魏官界における門閥主義と賢才主義」(『隋唐帝国内形成史論』第II篇第1章及び第2章 一九七一年)などを参照。